

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 4 号および第 5 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成 21 年 2 月 23 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 Joshin 長浜店 長浜市八幡中山町字大八王子 50 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社ヒロキ 長浜市八幡東町 237 番地 代表取締役 伊藤正基
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,800 平方メートル
 - イ 駐車場の収容台数 94 台
 - ウ 駐輪場の収容台数 36 台
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量 20 立方メートル
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,342 平方メートル
 - イ 駐車場の収容台数 130 台
 - ウ 駐輪場の収容台数 51 台
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量 33.3 立方メートル
- 4 変更年月日 平成 21 年 10 月 10 日
- 5 変更の理由 店舗の増築に伴い、施設の配置を見直すことになったため
- 6 届出年月日 平成 21 年 2 月 9 日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 - 滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
 - 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1 - 1
 - 滋賀県湖北地域振興局総務振興部地域振興課 長浜市平方町 1152 - 2
 - 長浜市商工観光部商工労政課 長浜市高田町 12 番 34 号
 - (2) 縦覧期間 平成 21 年 2 月 23 日から平成 21 年 6 月 23 日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成 21 年 6 月 23 日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1